

## 「自治会に入りましょう」

みなさんがお住まいになられるまち「上三川町」はみなさんの「へら」を支える拠点です。仕事でほかのまちに通っていても、帰ってきて休息したり家族と過ごすところが自分にとってのまちではないでしょうか。そして、できればこれから将来にわたって安心して暮らせる場所であってほしいと誰もが願っています。だからこそ自分たちの住むまちを少しでもいい方向にもっていくことと様々な活動をさせていただきます。

3・11の大規模地震等の災害を契機として、地域コミュニティのあり方が問われると共に改めてその必要性が一層高まっています。暮らしよいまちであるためには、人々が仲良くつきあい、助けあい、強く心が結ばれていることが大切です。個人が尊重され自立した人々が、住民同士のふれあい(親睦)や子どもの健全育成、交通安全、防犯防災活動、ごみ問題や美化運動をはじめとする環境問題、人権問題、少子高齢化社会への対応など地域の様々な課題解決を目指して取り組みが展開されています。これらの地域コミュニティ活動の基礎となる組織が自治会ですのでぜひ、あなたも地域の自治会に加入しお互いに手を取って、明るく住みよい地域をつくりましょう。

### ▼問い合わせ先

総務課自治行政係

☎ 9116



## 障がい者控除対象者認定書交付について

所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障がい(または特別障がい)に該当する場合、障がい者控除を受けられます。満65歳以上で障がいのある方は、手帳がなくても、これらの障がいに準ずる者として、町長が発行する「障がい者控除対象者認定書」を申告時に提出することで障がい者控除を受けることができます。

### ▼対象者の条件

- ① 町内に住所を有する65歳以上で、要介護認定を受けている知的障がい、又は、身体上の障がいのある方(介護保険被保険者証又は、介護保険資格者証の写しをお持ちください)
- ② 町内に住所を有する65歳以上で、障がい福祉サービス受給者証を受けている知的障がい、又は、身体上の障がいのある方(障がい福祉サービス受給者証の写しをお持ちください)

### ▼問い合わせ先

①に該当する方

保険課 高齢者支援係

☎ 9102 FAX 6868

②に該当する方

福祉課 福祉人権係

☎ 9128 FAX 6868

## 国民年金

「新成人のみなさんへ」  
20歳になったら国民年金

国民年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気・ケガで障害が残ったとき、家族の働き手がなくなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

### ●将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

### ●老後のためだけのものではありません

＜障害基礎年金＞  
病気や事故等で重い障害が残ったときに受け取ることができる年金です。受け取るためには、納付の要件や障害の程度について年金機構の審査があります。

### ＜遺族基礎年金＞

加入者がなくなった場合、その人により生計を維持されていた遺族(18歳未満の子のある妻・18歳未満の子)が受け取ることができる年金です。受け取るためには、納付等の要件があります。

●保険料の納付が困難な場合は「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」がありますので、ご相談下さい。

### ▼問い合わせ先

●保険課 国保年金係

☎ 9134

●宇都宮西年金事務所

☎ 028(6)22(4)281



# メリットいっぱい「マイナンバーカード」

## ○マイナンバーカードとは？

マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカードです。

## ○マイナンバーカードのメリットとは？

### ■マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

### ■本人確認の際の身分証明として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、一枚で済む唯一のカードとなります。金融機関における口座開設、パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できます。

### ■各種行政手続きのオンライン申請に

平成29年7月に開設予定のマイナポータルへのログインなど、各種行政手続きのオンライン申請等に利用できます。

### ■コンビニで各種証明書の取得に

#### ●取得できる証明書

1. 住民票の写し（本人・同一世帯員分）
2. 印鑑登録証明書（印鑑登録者本人のもの）
3. 所得証明書（現年度分のみ）

#### ●利用できる時間帯

午前6時30分～午後11時  
（12月29日～翌年1月30日を除く）

#### ●利用できるコンビニエンスストア

全国のセブン・イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートの各店舗  
（※マルチコピー機設置店のみ）

## ○申請方法は？

### ■郵便で申請する方法

通知カード下部の申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼つて、同封の返信用封筒で送ります。



申請書見本

### ■インターネットで申請する方法

1. パソコンやスマートフォンで、申請用WEBサイトにアクセス
  2. メールアドレス、申請書IDを検索
  3. 「マイナンバーカード申請」で検索
- 申請書ID：申請書上部記載の23桁の数字
2. メールアドレス、申請書IDを検索
3. 顔写真、申請情報など登録
- 登録したメールアドレス宛に通知される申請者専用WEBサイトにアクセスして、顔写真や申請情報などを入力します。

### ▼問い合わせ先

住民生活課 総合窓口係

☎9125



## 住民基本台帳カードの電子証明書の有効期間満了についてのお知らせ

マイナンバーカードの交付が開始されたことにより、平成27年12月22日をもって住民基本台帳カードの電子証明書を更新するサービスが終了しました。

現在お持ちの住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間満了日まで利用することが可能ですが、有効期間満了後も電子証明書をお使いいただくためには、新たにマイナンバーカードを申請していただく必要があります。

マイナンバーカードを取得するには、申請後約1～2ヶ月程度かかります。平成28年分の確定申告等で電子証明書を利用する場合は、お早めに申請をお願いいたします。

なお、住民基本台帳カードの電子証明書の有効期間満了日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの方には、同じ内容のお知らせ文が地方公共団体情報システム機構から平成28年10月7日付けで発送されています。

### ▼問い合わせ先

住民生活課

総合窓口係

☎9125



テレビとラジオでPR都合により放送日時が変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。